議案第18号

新座市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

新座市自転車等駐車場条例(昭和60年新座市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) · (2) [略]
 - (3) 小型自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車 (側車付きのものを除く。) で 総排気量が0.125リットル以下のもの
 - (4) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車 (側車付きのものを除く。) 及び普通自動二輪車 (側車付きのものを除く。) で総排気量が0. 125リットルを超えるもの
 - (5) 自転車等 自転車、原動機付自転車<u>、小型自動二輪車</u>及び自動二輪車

(名称等)

第3条 駐車場の名称、位置及び駐車区分は、次のとおりとする。

名 称	位 置	駐車区分			
	[略]				
新座市三軒屋公園前自転車駐車場	[略]	自転車、原動機付自転車及び小型			
		<u>自動二輪車</u>			
	[略]				
新座市志木陸橋下東口自転車駐車場	[略]	自転車 <u>、原動機付自転車、小型自</u>			
		動二輪車及び自動二輪車			
新座市志木陸橋下南口自転車駐車場	[略]	自転車、原動機付自転車、小型自			
		動二輪車及び自動二輪車			
新座市志木陸橋下南口バイク駐車場	[略]	原動機付自転車、小型自動二輪車			
		及び自動二輪車			
新座市栗原五丁目自転車駐車場	[略]	自転車、原動機付自転車及び小型			
		<u>自動二輪車</u>			
[略]					
新座市新座駅バイク駐車場	[略]	原動機付自転車、小型自動二輪車			
		及び自動二輪車			
[略]					

(違反自転車等に対する措置)

第16条 [略]

- 2 [略]
- 3 前項の規定により保管した違反自転車等に対する措置については、新座市自転車等放置防止条例 (昭和60年新座市条例第32号)第8条、第9条及び別表の規定を準用する。この場合において、 同条例第8条中「前条第4項」とあるのは「新座市自転車等駐車場条例第16条第2項」と、同条 例第8条及び第9条中「自転車等」とあるのは「違反自転車等」と、同条例第9条中「第7条第1 項又は第3項」とあるのは「同条例第16条第1項」と、同条例別表中「原動機付自転車」とある のは「原動機付自転車、小型自動二輪車及び自動二輪車」と読み替えるものとする。

別表(第12条関係)

			使用料(1台につき 単位 円)				
区分			1か月	3か月	6 か月	1年分	
				分前納	分前納	分前納	前納
登録利							
用者	新座市三軒屋公園		[略]				
	前自転車駐車場	原動機付自転車 <u>及</u>			[略]		
		び小型自動二輪車					
		[略]					

改 正 前

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) · (2) [略]
 - (3) 自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車
 - (4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車

(名称等)

第3条 駐車場の名称、位置及び駐車区分は、次のとおりとする。

名 称	位置	駐車区分				
新座市三軒屋公園前自転車駐車場	[略]	自転車 <u>及び原動機付自転車</u>				
	[略]					
新座市志木陸橋下東口自転車駐車場	[略]	自転車 <u>及び原動機付自転車</u>				
新座市志木陸橋下南口自転車駐車場	[略]	自転車及び原動機付自転車				
新座市志木陸橋下南口バイク駐車場	[略]	原動機付自転車及び自動二輪車				
新座市栗原五丁目自転車駐車場	[略]	自転車及び原動機付自転車				
[略]						
新座市新座駅バイク駐車場	[略]	原動機付自転車及び自動二輪車				
[略]						

(違反自転車等に対する措置)

第16条 [略]

- 2 [略]
- 3 前項の規定により保管した違反自転車等に対する措置については、新座市自転車等放置防止条例 (昭和60年新座市条例第32号)第8条、第9条及び別表の規定を準用する。この場合において、 同条例第8条中「前条第4項」とあるのは「新座市自転車等駐車場条例第16条第2項」と、同条 例第8条及び第9条中「自転車等」とあるのは「違反自転車等」と、同条例第9条中「第7条第1 項又は第3項」とあるのは「同条例第16条第1項」と、同条例別表中「原動機付自転車」とある のは「原動機付自転車及び自動二輪車」と読み替えるものとする。

別表 (第12条関係)

				使用料(1台につき 単位 円)			
区分			1か月	3か月	6か月	1 年分	
	登録利 [略]			分前納	分前納	分前納	前納
登録利							
用者	新座市三軒屋公園		[略]				
	前自転車駐車場	原動機付自転車			[略]		
	[略]						

	新座市志木陸橋下			[略]		
	東口自転車駐車場	原動機付自転車、			[略]	
		小型自動二輪車及				
		び自動二輪車				
	新座市志木陸橋下			[略]		
	南口自転車駐車場	原動機付自転車、			[略]	
		小型自動二輪車及				
		び自動二輪車				
	新座市栗原五丁目			[略]		
	自転車駐車場	原動機付自転車 <u>及</u>			[略]	
		び小型自動二輪車				
		[略]			
	新座市新座駅バイ	原動機付自転車、			[略]	
	ク駐車場	<u>小型自動二輪車</u> 及				
		び自動二輪車				
一般利用者		[略]				
				[略]		
		原動機付自転車、小	型自動		[略]	
		 <u>二輪車</u> 及び自動二輪	車			

備考

[略]

	新座市志木陸橋下			[略]		
	東口自転車駐車場	原動機付自転車			[略]	
	新座市志木陸橋下			[略]		
	南口自転車駐車場	原動機付自転車			[略]	
	新座市栗原五丁目			[略]		
	自転車駐車場	原動機付自転車			[略]	
			[略]			
	新座市新座駅バイ	原動機付自転車及			[略]	
	ク駐車場	び自動二輪車				
一般利用者		[略]				
		[略]				
		原動機付自転車及び	「自動二		[略]	
		輪車				
備考 [略	<u></u> 各]					

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

新座市三軒屋公園前自転車駐車場、新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口自転車駐車場及び新座市栗原五丁目自転車駐車場の駐車区分を拡大するとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。